

療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書

去る6月14日、通常国会において「医療制度改革関連法」が成立しました。

これにより、今後6年間で現在38万床ある療養病床のうちの23万床（6割）が削減されることになりました。これを島根県に当てはめると、現在3,000床ある療養病床のうち、1,000床の介護療養病床は全廃され、約2,000床の医療療養病床は800床削減され、僅か1,200床程度になります。また、今年10月から医療療養病床に入院する70歳以上の患者のうち、医療の必要度が低いと見なされる患者の食費・居住費が保険給付から外されました。該当の入院患者は、大幅な負担増を強いられ、入院継続が困難になり、やむなく退院する方が多数出るものと推測されます。

7月1日から、療養病床の入院基本料が大幅に削減され、特に入院患者の5割を占めるといわれる、厚生労働省が言うところの「医療の必要度が低い」とされる患者の入院基本料が大幅に引き下げられ、県内の開業医団体の調査によれば、療養病床を持つ大半の医療機関が大きな減収を強いられ、医療機関の45%が「療養病床の閉鎖」「他の施設への転換」に追い込まれていることが明らかになっています。しかし、島根県の第三期介護保険事業支援計画（平成18年度～20年度）では、介護保険施設数は、すでに国が示された参酌標準を超えており、今のところ、国や島根県の計画が見直されない限り、医療機関が病棟（病床）を介護保険施設へ転換できる余地はないと考えられます。

療養病床、老人保健施設、特別養護老人ホームの3施設では待機者が多く、入院（入所）までには数カ月から数年かかるといわれています。特に特別養護老人ホームの待機者は全国で38万人、島根県では約6,000人と報告されています。（平成18年3月調査）

このまま行けば、多くの療養病床をもつ医療機関が経営破綻に追い込まれる一方、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地であふれることは明らかであります。

こうした中で、住民の身近にあって地域医療や介護に重要な役割を担っている中小病院や有床診療所の入院機能をより充実、拡大させることが求められています。

つきましては、地域住民が、いつでも、どこでも安心して医療や介護を受けられるようにするために、下記の事項を要望します。

記

1. 療養病床の削減計画を中止すること。
2. 国民が安心して暮らせるように、介護保険事業計画の参酌標準を見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年(2006)12月18日

出雲市議会